

〈確認書送付のお知らせ〉

富士宮市長 須藤 秀忠

この確認書は、令和6年6月14日現在の住民情報をもとに富士宮市定額減税調整給付金の対象の方に送付しています。

留意事項を確認し、受給を希望される方は期限までに提出してください。

給付金担当：富士宮市市民税課

必ず次の「留意事項」を確認し、**B面**の確認書を切り取りのうえ提出してください。

富士宮市定額減税調整給付金に関するお知らせ(留意事項)

【定額減税調整給付金とは】

調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない(定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額または令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を給付するものです。

【給付額】

※本給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となります。

【提出方法】

次のいずれかの方法で申請をしてください。**いずれの場合も本人確認書類が必要です。**

- ① **電子申請** スマートフォンかタブレットで右のQRコードを読み取り、手続きを行ってください。
PCでログインする場合：<https://fujinomiya-choseikyuhu2024.jp/login.html>

※電子申請をする場合は、確認書を返送していただく必要はありません。

ログインID

PW

電子申請は郵送での申請よりも審査から受給までの期間が短縮されますので、ぜひご利用ください。

電子申請をする場合は、あらかじめ**C面**記載の必要書類の画像を準備して申請してください。

▲
電子申請の
QRはコチラ

- ② **郵送提出** **B面**の**赤枠**の署名欄にご記入のうえ、確認書と必要な書類を同封して返信用封筒で郵送してください。必要な書類については、**C面**を確認してください。

※申請が重複した場合は、先に受付した申請を優先します。

【提出期限】令和6年10月31日(木)まで(当日消印有効)

※提出期限までに提出されなかった場合、給付金を受給できません。

※電子申請する場合も、この日までに申請してください。

富士宮市定額減税調整給付金についてのお問い合わせは…

富士宮市給付金
コールセンター

0570-057-505

受付時間 9:00～17:00 ※土・日曜日・祝日を除きます。

提出期限：令和6年10月31日(木)(当日消印有効)

赤枠内に、自筆で記入してください。

ご記入は、ボールペンでお願いします。

《1》【調整給付金の給付額及び算出式】

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分 推計所得税額	控除不足額(①)	(＜0の場合は0)
	円	円	円	
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額(②)	(＜0の場合は0)
	円	円	円	
調整給付金	所得税分の 控除不足額(①)	住民税所得割分の 控除不足額(②)	控除不足額計(③) (①+②)	調整給付金額 (左記③を1万円単位に切り上げ)
	円	円	円	円

※「扶養親族数」には、国内居住の控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年分所得等を基にした推計額を記載しており、令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

《2》【署名】

上記内容に異議はありません。

受給者氏名		確認日	連絡先電話番号
氏	名	令和 6 年 月 日	()
			日中に連絡可能な電話番号をご記載ください

《3》【受給口座の指定】 ア・イのいずれか1つを選び○で囲んでください。

ア	右の公金受取口座に振り込みを希望	※7月2日時点で登録されている口座を印字しています。あえて口座番号の一部分を非表示にしています。
イ	ア以外の口座に振り込みを希望	ア以外の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人のカナが記載された通帳などのコピー(A4サイズ)などを同封してください(1口座のみ)。 ※受給者本人の口座に限る。

- 長期間使用していない口座の場合、振り込みができないことがありますので、普段使用されている口座をご利用ください。
- 海外において開設した金融機関口座では受取りができません。
- 通帳などのコピーで金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人のカナのいずれかが判読できない場合、再度提出していただくことがあります。

C面に続きます

《4》【申請に必要な提出書類】 返信用封筒に同封してください。（貼付不要）

※電子申請においても画像ファイルにて提出する必要があります。

- ①本人確認書類のコピー（A4） 運転免許証またはマイナンバーカードなど顔写真がある証明書のコピー
※顔写真がない証明書は2種類のコピーが必要です。

顔写真入りの証明書	その他の証明書
1点確認	2点確認
・マイナンバーカード ※ 通知カードは本人確認書類となりません。 ・運転免許証 ・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行） ・パスポート（顔写真ページ） ・障害者手帳 など	・健康保険被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・年金手帳 ・年金証書 など

- ②受取口座情報のコピー（A4）※受給者本人の口座に限る。

ア（公金受取口座）	イ（公金受取口座以外）
提出書類はありません。	受取口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人のカナが記載された通帳などのコピー（A4）

受給者に代わり、確認書の確認、給付金の請求を行う法定代理人については、次の欄に記入し、受給者本人の提出書類に加え、法定代理人の本人確認書類等を同封し返送してください。

法定代理人とは…

本人の意思によらずに法律に規定された法定代理権に基づき本人を代理する人になります。法定代理人には主に親権者、未成年後見人、成年後見人の3種類があります。

■ 受給者に代わり、下記の法定代理人が手続きを行います。

（フリガナ） 法定代理人氏名	受給者 との関係	法定代理人 生年月日	法定代理人住所・連絡先
	1. 親権者 2. 未成年後見人 3. 成年後見人 該当に0をつけてください	大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号：（ ）

代理申請する場合の提出書類

- ①本人確認書類のコピー 《4》①本人確認書類のコピー（A4）をご参照ください。
②法定代理人の証明書類（発効から3か月以内のもの）

1. 親権者 受給者の戸籍謄本（抄本）
2. 未成年後見人 受給者の戸籍謄本（抄本）
3. 成年後見人 成年後見登記制度に基づく登記事項証明書のコピー

保佐人または補助人の場合は、公的給付の受領に関する代理権が付与されていることがわかる代理権目録のコピー等が必要です。

備考欄

市
使
用
欄

受 付	本人確認添付	口座添付	備 考
記入しないでください			記入しないでください

書類を提出する前に必ず確認してください

D面

- ☐ B面 の赤枠内に氏名、確認日、連絡先電話番号が記載されているか。
☐ 本人確認書類のコピーを同封しているか。
☐ 振込希望先の口座資料のコピーを同封しているか。（公金受取口座以外の方）

調整給付金の給付額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数)) 円	令和6年分 推計所得税額 円	控除不足額 (①) 円	(<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数)) 円	令和6年度分 住民税所得割額 円	控除不足額 (②) 円	(<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額 (①) 円	住民税所得割分の 控除不足額 (②) 円	控除不足額計 (③) (①+②) 円	調整給付金額 (左記③を1万円単位に切り上げ) 円

※「扶養親族数」には、国内居住の控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年分所得等を基にした推計額を記載しており、令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

※令和6年中に富士宮市外に転出された方または転出される方は、本紙が追加給付に際して必要となるため、大切に保管してください。

【提出後から給付までの流れ】

- ① 電子申請または確認書の提出《令和6年10月31日（木）まで（当日消印有効）》
② 受付後、申請内容や提出書類の審査
③ 指定された受取口座に給付（電子申請の場合は受付から3週間程度、郵送の場合は1か月程度かかります。）

給付金の給付までに要する期間は、提出日・提出内容により異なります。不備などがある場合は、さらにお時間がかかるか、給付できない場合がありますのでご了承ください。

【調整給付金詐欺に注意！】

提出内容に不明な点があった場合、富士宮市から電話または郵送で問い合わせをすることがありますが、メールやLINEなどで個別に連絡することはありません。また、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、給付のための手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません。**不審な連絡がきた場合には、富士宮警察署(0544-23-0110)・警察相談専用電話（#9110）にご相談ください。**

定額減税や給付金をかたった不審な電話、電子メールにご注意ください！



内閣府からのお知らせ(PDF)